第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【考え方】

令和4年度末の施設入所者数596人の内6%にあたる 35人(1年あたり9人)が地域生活へ移行することを見込みました。令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする本計画においては、上記見込みの内3年分にあたる27人が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項目	数值	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 27 人	令和 6 年度から令和 8 年度までの 地域生活移行者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	596 人	令和 4 年度末の施設入所者数

② 施設入所者の削減

【国の基本指針】

令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを 基本とする。

【考え方】

施設入所者数については、令和4年度末で入所待機者が176人いることから、削減目標を設定せず、令和5年度末時点の目標値である639人を維持することとします。

【成果目標】

(成果目標を設定しない)

(参考:施設入所者数の推移)

	第5期実績				第6期実績	
	H30 年度 R1 年度 R2 年度			R3 年度	R4 年度	R5 年度※
入所者数	621 人	610 人	612 人	604 人	596 人	596 人

※R5 年度は見込み

(参考:施設入所待機者数の推移)

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
待機者数		149 人	158 人	157 人	175 人	176 人
(内訳)	身体	45 人	42 人	33 人	30 人	30 人
	知的	104 人	116 人	124 人	145 人	146 人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床における早期退院率

【国の基本指針】

精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点68.9%以上、入院後6か 月時点84.5%以上、入院後1年時点91.0%以上として設定することを基本とする。

【考え方】

早期退院率の目標値は、県が目標設定します。本市においては、県が目標達成できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、必要な取り組みを進めていきます。

(参考:新潟県における目標値)

項目	数值		備考
【指標】	【目標值】		
	3か月時点	68.9%以上	令和8年度における精神病
令和8年度の精神病床における早	6 か月時点	84.5%以上	床入院者の退院率の割合
期退院率 	1年時点	91.0%以上	

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進

【国の基本指針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

令和2年度に拡充設置した、当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」の開催	年 2 回
【指標】 当事者団体等との共同事業の開催・実施	年 4 事業

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、 その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う 障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支 援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏ま え運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【考え方】

平成30年度に整備を行った地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等における担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制により、引き続き、地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。また、障がい者地域自立支援協議会において年1回以上、運用状況の検証及び検討を行います。

本市ではすでに地域生活支援拠点等に求められている 5 つの機能(緊急時の相談を行う機能、緊急時の受入れ・対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制・人材の養成を行う機能、地域の体制づくり等を行う機能)を全て整備しています。

【成果目標】

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	
項目	目標
【指標】 令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有
【指標】 令和8年度末時点の地域生活支援拠点等におけるコーディネータ 一の配置の有無	有
【指標】 令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉 サービス事業所等における担当者の配置の有無	有
【指標】 令和8年度末時点の地域生活支援拠点等における支援ネットワー ク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の有無	有
【指標】 地域生活支援拠点等の年1回以上の支援の実績等を踏まえた検証 及び検討の実施の有無	有

② 強度行動障がいのある人への支援体制の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【考え方】

強度行動障がいのある人やその家族を支援するための夜間休日の相談支援事業や、強度行動障がいのある人を支援する支援者の研修を通じて、現状や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

	項目	目標
新	【指標】 令和8年度末時点の強度行動障がいのある人への支援体制の有無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針】

令和8年度中の一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和3年度の一般就労への移行実績(152人)の1.28倍(194人)以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とすることとされていますが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定します。

令和8年7月1日から企業の法定雇用率が2.3%から2.7%に見直されることを踏まえ、第6期計画の目標値(160人)の1.17倍として187人以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

【成果目標】

項目	数值	備考
【指標】	【目標值】	第6期計画の目標値160人を1.17倍
令和8年度の一般就労移行者数	187 人	した人数
【参考】	160 1	第 6 期計画において設定した福祉施
第6期計画の目標値	160 人	設から一般就労への移行の目標値

(参考:一般就労移行者数の推移)

	第5期計画			第6期計画		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度※
目標	154 人		160 人			
実績	148 人	144 人	151 人	152 人	199 人	160 人

※R5 年度は見込み

② 就労移行支援事業から一般就労への移行

【国の基本方針】

就労移行支援事業に係る移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和8年度の年間一般就労者数が、令和3年度の就労移行支援からの一般就労移行者数 (105人)の1.31倍以上(137人)が、一般就労することを目標とすることとされていますが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定します。

福祉施設から一般就労への移行の目標値(187人)を、令和3年度の福祉施設から一般就労への移行実績(152人)のうち、就労移行支援事業を利用した者(105人)が占める割合(0.69)で乗じた数(129人)を目標とします。

【成果目標】

項目	数值	備考
【指標】	【目標値】	福祉施設から一般就労への移行の目標
令和8年度の就労移行支援事	129 人	値を令和3年度の実績のうち就労移行支
業からの一般就労移行者数	129 人	援事業利用者の占める割合で乗じた数

③ 就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率

【国の基本方針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者 の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和8年度における就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。



項目	数值	備考
【指標】 令和 8 年度の一般就労移行の 達成事業所の割合	【目標値】 50%	令和 8 年度における就労移行支援事業 利用終了者のうち、一般就労へ移行し た者の割合が5割以上の事業所の割合

④ 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行

【国の基本方針】

就労継続支援 A 型事業に係る移行者数を令和 3 年度の移行実績の概ね 1.29 倍以上を 目指すこととする。

【考え方】

令和8年度の年間一般就労者数が、令和3年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数(19人)の1.29倍以上(24人)が、一般就労することとされていますが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定します。

福祉施設から一般就労への移行の目標値(187人)を、令和3年度の福祉施設から一般 就労への移行実績(152人)のうち、就労継続支援A型事業を利用した者(19人)の占め る割合(0.12)で乗じた数(22人)を目標とします。

【成果目標】

項目	数值	備考
【指標】		福祉施設から一般就労への移行の目標
令和 8 年度の就労継続支援	【目標值】	値を令和 3 年度の実績のうち就労継続
A 型事業からの一般就労移	22 人	支援 A 型事業利用者の占める割合で乗
行者数		じた数

⑤ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行

【国の基本方針】

就労継続支援B型事業に係る移行者数を令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。

【考え方】

令和8年度の年間一般就労者数が、令和3年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数(19人)の1.28倍以上(24人)が、一般就労することとされていますが、本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため、独自の目標を設定します。

福祉施設から一般就労への移行の目標値(187人)を、令和3年度の福祉施設から一般 就労への移行実績(152人)のうち、就労継続支援A型事業を利用した者(19人)の占め る割合(0.12)で乗じた数(22人)を目標とします。

項目	数值	備考
【指標】		福祉施設から一般就労への移行の目標
令和 8 年度の就労継続支援	【目標值】	値を令和 3 年度の実績のうち就労継続
B 型事業からの一般就労移	22 人	支援 B 型事業利用者の占める割合で乗
行者数		じた数

⑥ 就労定着支援利用率

【国の基本方針】

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和8年度に就労移行支援事業所等を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合を令和3年度実績(37%)に1.41を乗じた数値(52%)とすることを目標とします。

【成果目標】

項目	数值	備考
【指標】 令和 8 年度の就労定着支援 利用率	【目標値】 52%	令和 8 年度に就労移行支援事業所等を 通じて一般就労した者のうち、就労定 着支援事業を利用した者の割合

⑦ 就労定着支援利用による就労定着率

【国の基本方針】

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【考え方】

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業 所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割 合が、7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

項目	数值	備考
【指標】 令和 8 年度の就労定着の達 成事業所の割合	【目標値】	令和 8 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置数

【国の基本方針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上 設置することを基本とする。

【考え方】

令和8年度末までに、児童発達支援センターが少なくとも1カ所以上ある状態を目指 します。

本市ではすでに 2 カ所設置されていますが、新潟市立児童発達支援センター「こころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、身近な地域での支援体制の強化を目指していきます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和8年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

② 地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制

【国の基本方針】

令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

【考え方】

令和8年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに 6 つの事業所で提供されていますが、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進するため、学校をはじめとする訪問先の理解の促進と訪問支援体制の充実、支援件数の増加を目指します。

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における障がいのある子どもの地域社会への	有
参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の有無	

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

【国の基本方針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本 とする。

【考え方】

令和8年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後 等デイサービス事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

令和元年度末時点で、すでに目標を達成していますが、利用者のニーズを把握しなが ら、必要に応じた定員数の増を目指していきます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児	有
童発達支援・放課後等デイサービスの有無	

④ 医療的ケア児などに対する支援

【国の基本方針】

令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設けると ともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【考え方】

医療的ケア児などへの適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の 関係機関が連携を図るための協議の場を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネ ーターによる支援を進めます。

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における保健、医療、障がい福祉、保育、	有
教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	
【指標】	
令和8年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディ	有
ネーターの配置の有無	

⑤ 障がい児入所施設に入所する子どもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【国の基本方針】

令和8年度末までに、障がい児入所施設に入所する児童が18歳以降に大人にふさわ しい環境へ円滑に移行できるよう移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【考え方】

障がいのある子どもの入所支援について、入所している子どもが 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう関係機関と連携した協議の場を設け、移行調整を進めます。

【成果目標】



項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における障がい児入所施設に入所する子ど	+
もが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移	有
行調整の協議の場の有無	

⑥ 教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率

【国の基本方針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和 4 年度末の 87.2%から令和 8 年度末に向けて増加させます。

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点の教育・保育施設等への発達支援コーディ	増加させる
ネーターの配置率	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【考え方】

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。また、地域づくりに向けた障がい者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。

【成果目標】

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における総合的な相談支援、地域の相談支	有
援体制の充実・強化、及び関係機関等の連携の緊密化を通じ	fi
た地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの有無	
【指標】	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を	有
行うために必要な協議会の有無	



(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本方針】

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施 する体制を構築することを基本とする。

【考え方】

障がいのある方が真に必要とするサービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握検証し、利用者への適切な説明や事業所への指導・助言ができる職員が必要です。本市職員の障がい福祉に係る研修の参加等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】	
令和8年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上	有
させるための取組に係る体制の構築の有無	

(8) 障がいや障がいのある人への理解促進

① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

【国の基本方針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

平成28年4月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会 実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」 の普及・啓発を図り、令和5年度の認知度を35%以上とすることを目指してまいりました。

令和 4 年度時点で、認知度は 39.0%となり目標を達成しました。今後もより一層の周知・啓発に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和8年度の条例認知度	【目標値】 43.0%	令和 8 年度に一般の市民を対象とした アンケートを実施し、条例認知度を調 査
【参考】 令和 4 年度の条例認知度	39. 0%	令和 4 年度に一般の市民を対象とした アンケートを実施し、条例認知度を調 査

② 学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 の普及・啓発

【国の基本方針】

なし。(市独自の成果目標)

【考え方】

小中学校等において、障がいのある人とない人の交流の機会を創出し、若年層の条例の周知・啓発を進めます。令和6年度から8年度までの本計画においては、令和5年度の目標値16校に対して、令和3年度実績が24校だったことを踏まえ、令和8年度までに26校まで増加させます。

項目	目標
【指標】	【目標値】
令和8年度の条例周知回数	26 回以上